

## 環境衛生課からのお知らせ

### ① 緑のカーテン写真を募集します

「国東市地球温暖化防止協議会」では、市内の個人または団体で、この夏に緑のカーテンを設置された方を対象に「緑のカーテンの写真」を募集します。応募された写真は、地球温暖化防止の啓発活動に使用させていただきます。応募された皆さんに記念品を用意していますので、たくさんのご応募をお待ちしています。

写真：ほんだ美容院(昨年応募者)

#### <応募方法>

写真の場合は、カラープリントL~2Lサイズで裏面に氏名または団体名を記入してください。

電子データの場合は、メールで提出してください。応募された書類、写真、データは返却しません。

#### <応募用紙>

環境衛生課・各総合支所市民健康課の窓口、または市ホームページで。

#### <応募締切>

9月30日(金)必着

### ② ハチの巣駆除について

毎年春から秋はハチの活動が活発になる時期です。巣の駆除については、市役所や消防署には専門の技術や機材がないので、市内の業者等を紹介します。有料になりますが、安全のため専門の方に除去を行ってもらうことをお勧めします。



業者名	住所	連絡先
シルバー人材センター	安岐町下山口	(代表)0978-67-2991
黒津崎環境(有)	国東町小原	0978-72-4243
(有)エイテム	安岐町下山口	0978-67-2226

※駆除を依頼する際は、複数業者から見積もり比較することをお勧めします。  
※上記の他にハチの巣駆除が可能な市内の業者等ありましたら、環境衛生課にご連絡ください。

### ③ “不法投棄”は絶対にやめましょう。

ごみの不法投棄は豊かな自然と景観を損なうだけでなく、土壌や地下水の汚染など、生活環境の悪化を招き、その地域に住む人々に対してひどく迷惑をかける悪質な犯罪行為です。また、自分の土地であっても、ごみを捨てることは禁止されています。

**「違反した場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。」**

定められたルールに従ってごみの適正な処分をお願いします。

#### 不法投棄を見かけたら

市では、国・大分県・警察などと連携して不法投棄の防止に向けて取り組んでおります。不法投棄を見つけたら、『不法投棄者の特徴や車両のナンバー、投棄された場所、廃棄物の種類など』を下記通報先まで通報をお願いします。なお、不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

#### 通報先

- 国東警察署(電話:0978-72-2131)、または所轄の警察官駐在所
- 東部保健所 国東保健部(電話:0978-72-1127)
- 国東市役所 環境衛生課(電話:0978-72-9001)

または、各総合支所地域市民健康課

問合せ先 環境衛生課 ☎0978-72-9001

## 税務課からのお知らせ

### 倒産・解雇により離職された方、失業、疾病等により所得が著しく減少した方へ 国民健康保険税・個人住民税の減免制度

#### 1. 国民健康保険税

##### ● 減免される対象者

平成28年3月31日以降に次のうちいずれかに該当する方。

- ① 倒産により廃業した方  
自営業の方で景気の下降に伴う廃業または倒産の場合に限ります。
- ② 解雇等により離職した方  
本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職した方。  
※「非自発的失業軽減制度」を受ける方は除きます。

##### ● 減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所得を**100分の30に減免**して保険税を計算します。

##### ● 減免対象期間

廃業、離職した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

(例)平成28年5月31日離職の場合→平成28年6月から平成30年3月まで

#### 2. 個人市県民税

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成28年度個人市県民税が免除されます。

##### ● 失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業により失業した場合、または病気等によりやむを得ず離職した場合をいいます。

##### ● 一定の所得条件とは

- ① 本人の平成27年中所得が400万円以下の方
- ② 本人の平成28年中所得が平成27年中所得より30%以上減少する方
- ③ 世帯全員の平成28年中の所得合計金額が400万円以下の場合  
\*①②③の条件を全て満たさなければなりません。  
\*平成28年中所得には雇用保険基本手当等を含みます。

##### ● 減免割合

平成28年中所得は平成28年分確定申告等により確定しますので、確定後に減免の可否を決定します。

減免に該当する場合は、申請日以降に到来する納期分の所得割額を所得の減少の程度に応じて減免します(均等割額は減免の対象になりません。)

※減免の効力は申請時に遡りますので、失業、疾病等により離職し所得が著しく減少と思われる方は、早めに申請してください。

#### 3. 申請に必要なもの

- 失業の理由の確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)
- 廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

【問合せ先】税務課 市民税係 ☎0978-72-5156